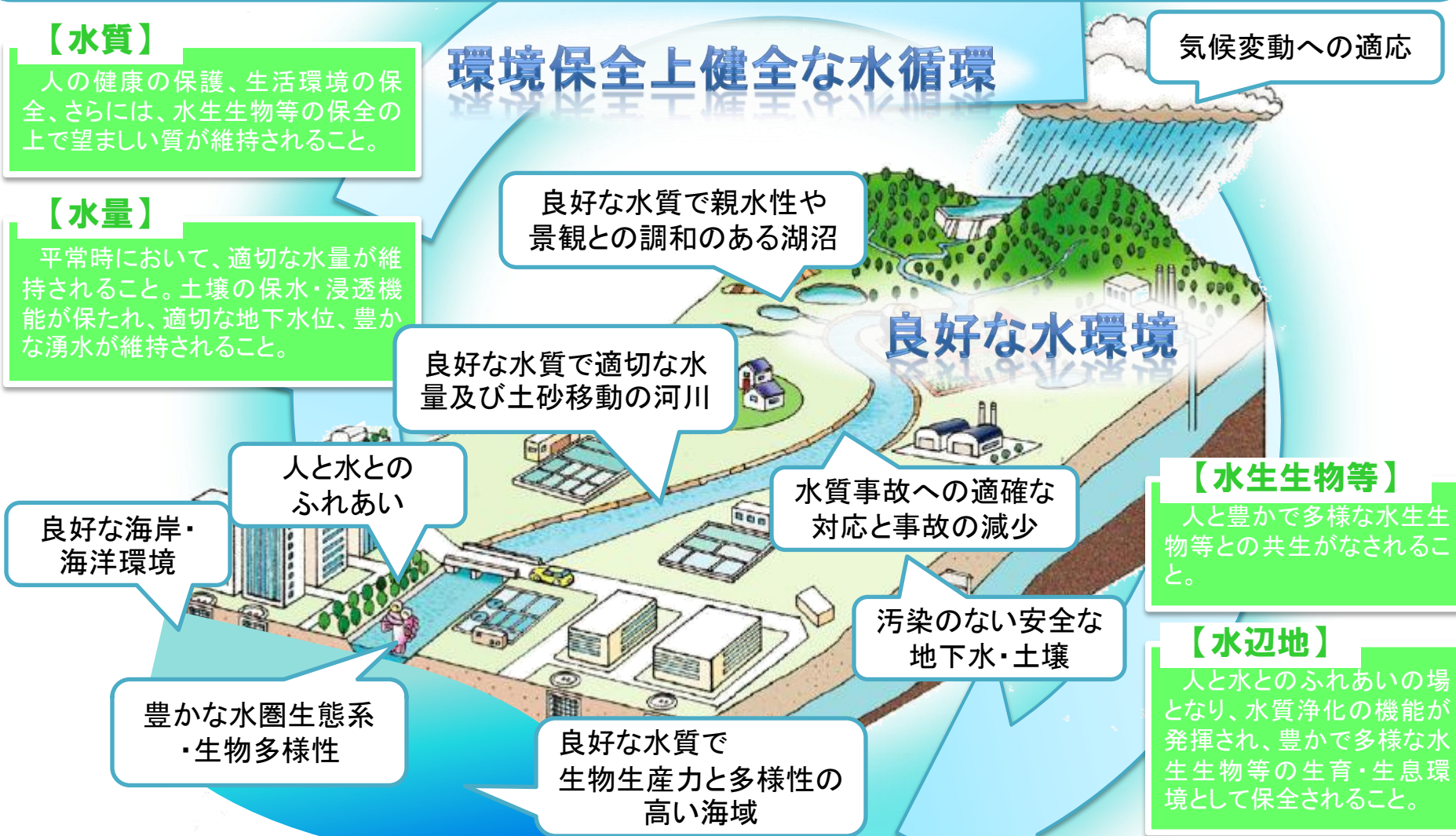


3. 望ましい水環境像

- ・水循環の全体を通じて、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下にともに確保され、流域の特性に応じた**水質、水量、水辺地、水生生物等**を含む水環境等が保全され、持続可能な利用が図られるよう、流域全体を捉えて、環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進
- ・流域ごとの特性に応じ、流域の住民、事業者、民間団体、地方公共団体、国等の協働により、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくりが行われることを目標
（「第三次環境基本計画」）

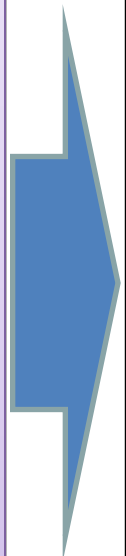


4. 水環境保全の目標 (1)人の健康の保護に関する環境基準

○人の健康に係る環境基準項目は、公共用水域及び地下水についてそれぞれ規定。
○平成11年に3項目を追加、平成21年に公共用水域1項目・地下水3項目を追加するなど、科学的知見にもとづき着実に対応しているところ。

現状の課題

- 環境基準項目以外の項目について、利水障害等が生じた場合に対処する手段が無い
 - ・環境基準の設定に当たっては、「毒性情報等の知見があること」「我が国における水環境中での検出が認められること」「水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められること」等の要件を踏まえ、各項目の取扱いを判断。
 - ・現状において、環境基準の設定は、排水規制の前提と認識。
 - ・水環境中での検出がないことをもって、測定が行われていない状況。
- 化学物質のリスク管理に関して、他法令との連携
 - ・人健康リスクを低減させるための製造規制や排出量届出制度等
- 特徴的な排出形態の化学物質の取扱い(たとえば農薬など)
 - ・他の化学物質と暴露性が異なる特徴。(使用期間、使用地域が限定的)



今後の検討

- 要監視項目等について、モニタリングを行う必要のある項目としての環境基準等の検討
 - ・直ちに排水規制を行う必要はない項目としての検討
 - ・排水規制以外の方策について検討 等
- 化学物質のリスク管理の推進等
 - ・毒性情報の共有化
 - ・水環境中における対策の必要性に関する検討
- 排出形態を踏まえた評価方法・測定方法
 - ・年間平均値では評価できないものについて、評価手法の検討
 - ・使用実態、地域の状況を踏まえたモニタリング手法の検討